

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル
日・EU 両政府への提言
【仮訳/Tentative translation】
2015年4月27日～28日 ブリュッセル

ワーキング・パーティ A
貿易、投資と規制における協力
[Final Version]

ワーキング・パーティ・リーダー：

共同議長
欧州ビジネス協会（EBC）会長
ダニー・リスバーク

共同議長
日産自動車株式会社
専務執行役員
川口均

共同副議長
BUSINESS EUROPE 事務局長
マーカス・ベイレール

共同副議長
地球産業文化研究所
顧問
福川伸次

略称・略語一覧表

略語	意味
AEOs	認定事業者
APEC	アジア太平洋経済協力
ATP	技術進歩への適用
BPR	バイオサイド規制
CAA	消費者庁
CBCR	国別報告
CCCTB	共同連結法人課税基礎
CE	欧州基準適合
CLP	物質および混合物の分類、ラベル、包装に関する規則
CMR	発がん性、変異原性または生殖毒性
CoRAP	共同体ローリング行動計画
DDA	ドーハ開発アジェンダ
DC	直流
ECHA	欧州化学物質庁
ELV	廃車
EN	欧州規格
EP	欧州議会
EPA	経済連携協定
EU	欧州連合
FDI	海外直接投資
FTA	自由貿易協定
FSA	金融庁
G8	主要 8 カ国
G20	主要 20 カ国・地域
GATS	サービスの貿易に関する一般協定
GCP	医薬品の臨床試験の実施の基準
GDP	国内総生産
GHS	化学品の分類および表示に関する世界調和システム
GoJ	日本政府
GPA	政府調達に関する協定
GPS	世界製品戦略
HSE	健康・安全・環境
ICTs	企業内転勤者
IEC	国際電気標準会議
IPM	インターフェース・パブリック・メンバーズ
ISO	国際標準化機構
JAS	日本農林規格
JELMA	日本電球工業会
JET	電気安全環境研究所

JETRO	日本貿易振興機構
JIS	日本工業規格
JR	ジェイアール
KPIs	重要業績指標
LED	発光ダイオード
LoA	利用状
MAFF	農林水産省
METI	経済産業省
NOL	純営業損失
OECD	経済協力開発機構
OR	唯一の代理人
PMDA	医薬品医療機器総合機構
PPPR	植物保護製品規則
PSE	電気用品安全法
QMS	製造管理および品質管理の基準
R&D	研究開発
REACH	欧州化学品規制（化学物質の登録、評価、許可、制限）
RoHS	欧州特定有害物質使用制限指令
RTD	研究技術開発
SDR	特別引出権
SDS	安全性データシート
SIEF	物質情報交換フォーラム
SMEs	中小企業
SVHC	高懸念物質
TPP	環太平洋戦略的経済連携協定
TTIP	環大西洋貿易投資パートナーシップ
UNECE	国連欧州経済委員会
VAT	付加価値税
VICH	動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議
WCO	世界税関機構
WHO	世界保健機関
WTO	世界貿易機関
WP	ワーキング・パーティ

はじめに

日本は EU にとって第 7 位の貿易相手国であり、EU は日本にとって第 3 位の貿易相手地域である。既に非常に重要なこの貿易関係は上向きの可能性を大いに秘めており、現在交渉が進められている日・EU FTA/EPA が締結されれば、その恩恵は互いの国内・域内市場で現在事業を展開している日欧企業のみならず、協定により創られる新たな機会に関心を持つすべての企業に及ぶ。ワーキング・パーティ A メンバーは、協定が本報告およびこれまでの報告に反映されている日欧企業が抱える具体的な懸念に応えるものでなければならないという点を強調する。問題は山積しているため、必要な進展を実現するよう日・EU 両政府に要請する。ワーキング・パーティ A メンバーの日欧市場における実務的経験から、公正で競争的な事業環境を確保するために必要な多数の改革が特定されている。本報告では、以下の主要な課題に対し具体的な提言を行う。

- 共通の規制環境の構築、規制の相互承認、基準、市場での販売許可に対する可能な限りの国際標準の採用
- 関税および非関税措置、ならびに不必要な役所手続きの撤廃
- 国内外のすべての企業に対する公正な競争と平等な待遇の保証
- サービス分野と調達市場におけるより公正でオープンな競争の確保
- 海外直接投資環境の改善
- 中小企業の成長と研究開発投資を対象としたインセンティブのさらなる強化

ワーキング・パーティ A メンバーは、日・EU FTA/EPA を日・EU 間の貿易と投資を阻害するこれらの障害を取り除き、両経済を大きく成長されるバランスのとれた包括的かつ野心的なものとしなければならないことを改めて表明する。

以下の本文中における優先課題の表記については、星印 1 つ (*) は「重要な」提言を、星印 2 つ (**) は「最重要な」提言を示す。

EU・日本両産業界からの提言

WP-A / # 01** / EJ to EJ 日・EU 経済関係の強化

BRTは、2015年中に包括的かつ野心的な日・EU FTA/EPAの大筋合意を目指して取り組む両政府の決意を歓迎し、これを支持する。BRTは、日・EU FTA/EPAは、双方の経済において貿易・投資の拡大、雇用創出、経済成長の加速を促進し、さらには世界経済の新たな成長の機会の創出にも貢献するとのかねてからの見解を再度表明する。BRTは、日・EUの両政府に対し、重要な懸案事項の解決への一層の注力と、包括的、野心的、ハイレベルかつ互恵的なFTA/EPAの可能な限りの早期締結を再度要請し、また、この目的を達成するために、産業界の知識を活用するなどの取り組みを行っていくことを改めて表明する。

BRTは、早期妥結という目標には、強い意欲が伴わなければならないと確信している。技術的交渉では十分に高いレベルの野心を達成するのが難しい場合、我々の経済のためにも、政治のトップリーダーが介入して局面を打開し、タイムリーかつ野心的な結論をもたらすべく交渉を導くことを要請する。

<背景>

EUと日本は、主要先進経済圏として、また、世界の主要貿易・投資国として、日・EU経済関係の大きな潜在的成長力を顕在化させるために一層の取り組みを進めることができる。両者は現在、日・EU間の貿易・投資および協力関係の拡大、ならびに、より緊密な日・EU関係の構築に取り組んでいる。世界的な金融不安と経済の不確実性を共に乗り越えるべく、懸命な努力を進めているなか、長期的、健全かつ、より力強い成長の実現に向け、EUと日本が共通の課題に協力して取り組んでいくことは極めて重要である。日・EU関係は遅れをとってはならない。

WP-A / # 02** / EJ to EJ WTOバリ・パッケージの効果的で迅速な実施と将来のWTO作業計画に関する取り組みに対する要求

2014年11月に調印された貿易円滑化協定は、貿易費用を10～15%削減することによって国際貿易を推進することができる。協定の目的は、通関手続きを迅速化すること、貿易を一層容易、迅速かつ安価に行えるようにし、明確性、効率性、透明性をもたらすこと、官僚主義と汚職を減らすこと、技術の進歩を活用することである。BRTは、日・EU両政府ならびに、他のWTO加盟国に、貿易円滑化協定を速やかに実施するよう要請する。

BRTは、これらの問題に関する進展を強く支持し、日・EU両政府には、DDA交渉の前進に向けてさらに交渉を活発化させ、弾みをつけることができるよう、さらには情報技術協定（ITA）と新サービス貿易協定（TiSA）の拡大など多国間協定の適切な時期の締結を推進することができるよう、一層の努力を求める。

加えて BRT は、日・EU 両政府が他の WTO 加盟国と協力し、グローバルなバリューチェーンを円滑に機能させる上で欠かせない他の項目についてさらに探求することを提言する。

さらに BRT は、日・EU 両政府に対し、国際自由貿易が製品間および部門間で公正な差別とならない限り、WTO の下、環境物品を含め物とサービスの国際自由貿易を実現するために最大限努力するよう要請する。

しかし、関税自由化が大きな影響力を持ち、またバリューチェーンのグローバル化を考慮していくためには、これを完成品だけに限定するのではなくバリューチェーン全体に関わる物品まで含めることが望ましい。

<直近の進捗状況>

BRT は、2014 年 11 月にジュネーブで開催された世界貿易機構 (WTO) 総会の特別セッションにおける貿易円滑化協定 (TFA) を WTO 協定 (WTO 協定を修正する議定書) に加える修正議定書の採択を歓迎する。BRT は、DDA 交渉の進展を歓迎する。

さらに、2015 年 1 月 24 日、ダボスで開催された WTO 非公式閣僚会合は、WTO 加盟国が、DDA に依然として残る諸問題に関する今後の作業プログラムを話し合う良い機会であった。WTO 加盟国の多くが、次の見解を示した。

- MC9 の成果に基づいて合意された項目を徐々に、かつ着実に実行に移すことが重要であり、
- 残りの DDA 項目に関しては、できるだけ速やかに作業計画についての協議を開始すべきであり、
- 農業および非農産品・市場アクセスとサービス等、論争を呼ぶ可能性のある問題についての議論を WTO は避けてはならない。

BRT は、TFA が可決された今、非農産品市場アクセス (NAMA)、非関税障壁 (NTBs)、輸出補助金など他の協議項目についての交渉が進展することを希望する。

<背景>

BRT は、貿易自由化、規則策定、紛争解決を根幹の機能とする多角的貿易体制を強く支持する。しかし、多角的貿易の自由化に向け、2001 年に開始されたドーハ・ラウンドは、当初掲げられた高レベルの意欲は維持されておらず、政治的意志の欠如と、市場アクセスに対する取り組みに関しての OECD 諸国と新興加盟国との溝を埋められないことから、交渉は暗礁に乗り上げ、そのような現況が継続している。

特に、世界経済の大きく強まりつつある不透明感を踏まえ、WTO は、経済界に成果をもたらすその能力を行動で示さなければならない。多国間レベルでの貿易に関する規則を作成し、標準を設定する唯一の国際機関として、WTO は、この分野での中心的立場を維持し、より強力な措置をさらに多く講じていかななければならない。既存の法的枠組みは、そのような措置の優れた基盤となっている。しかし、この枠組

みも、変化しつつある世界の経済的展望に対応するためには、最新のものに更新していく必要がある。

WTO加盟国は、2013年12月のバリでの第9回WTO閣僚会議において、DDAの一部を進展させた。いわゆる「バリ・パッケージ」合意は、(1)貿易円滑化協定、(2)農業分野の一部についての協定、(3)開発についての協定、の3つの主要な部分で構成される（後発開発途上国および食糧の公的備蓄制度の柔軟性に向けたパッケージ）。

WP-A / # 03** / EJ to EJ 国際基準の適用と規制協力の強化

1. 総括的提言

BRTは、国際的に取引されている製品の試験・認証に対する国際的に調和された技術的要件および手続きを共同で策定し、これを適用することを強く支持する。

BRTは、日・EU両政府に、規制協力の強化を提言する。その目的は、ビジネスを促進し、日・EUの経験を世界のその他の地域に広めるために、貿易・投資に対する障壁を撤廃することである。

この目的を達成するため、BRTは、日・EU両政府が関連するフォーラムで、国際的な製品規格と認証手続きを共同で策定するよう奨励する。BRTは、日・EU両政府が、可能な限り多くの分野でかかる規格を適用するよう提言する。

国際規格がまだ策定されていない場合、BRTは、日・EU両政府に対し、可能かつ妥当な時期に、機能面で同等な要件に基づいて認証されている製品の輸入、販売または使用の相互認証を受け入れるよう強く要請する。

共通の規制環境の利点を考慮し、BRTは、日・EU FTA/EPAに、規制協力を促進し、日・EU両政府が貿易・投資の障害となる不必要な措置を講じないことを保証するための枠組みを含めるよう提言する。

BRTは、日・EUの政策立案者に対し、双方の既存および今後の規制に対する理解を深めるよう提言する。日・EU間で調和された規制の枠組みが未だ策定されていない場合、日・EUの両規制当局は、国内の技術規制・適合性評価手続きを定期的に見直し、一層の規制の整合化の範囲を定めて行くことが望ましい。使用した科学的・技術的裏付けを含め、これらの見直しの結果は、両規制当局間でやりとりし、かつ要請があれば企業にも提供するものとする。

BRTは、日・EUの規制機関は、自らの取り組みが貿易および投資の思わぬ障害とならないよう、新たな規制の策定が内外の企業にもたらす影響を調査することが望ましい。規制の相違と新たな貿易障壁を作り出さないためには、法制化に関する年間作業計画を早い段階で交換しておくことが望ましい。さらに、双方の対話を効率

的に進めるために、法案を起草する場合の早期警戒システムに合意することが望ましい。

日欧の政策立案者は、互いの経験から学び、グッド・ガバナンスの共通システムを採用することによって、より良い規制を推進するための合同の戦略を策定することが望ましい。日・EU 両政府は、その過程で、企業と緊密な対話を行うことが望ましい。

BRT は、日・EU サミットのリーダーに対し、FTA/EPA が、経済界の分野特有の問題に取り組む規制協力を可能にする、盤石かつ包括的な枠組みとなるよう万全を期すことを求める。これに加え、BRT は、2015 年 3 月 17 日、経済産業省と欧州委員会成長総局 (DG GROW) 間で行われた日・EU 産業政策対話で、規制協力に関する共同文書が採択されたことを歓迎する。長年にわたり規制協力を提唱してきた BRT としては、これこそが将来に向けた重要問題であると認識しており、この共同イニシアチブが、来るべき FTA/EPA を強化すると同時に、これを補完し、加えて、堅固で、前向きかつ持続的な規制協力の枠組みを整えることを希望している。BRT は、日・EU 両政府の規制協力への支援に前向きである。

<背景>

BRT は、規制協力が両経済の繁栄の鍵となると確信している。FTA/EPA が締結されれば、この協定のもとで、新たな規制が両当事者にもたらされる市場アクセスの恩恵を無効にしたり、損なったりすることはなく、また両者の貿易に新たな障壁を生じることがないことを保証するだけでなく、連携による恩恵をさらに増し、最終的にそうした規制協力を他の二国間および多国間関係まで拡大していくためにも、両経済の関係を拡大・強化することが重要になる。

2014 年 4 月 8 日および 9 日の BRT の会合で、日本側は、日・EU 両政府は、BRT などの中心的主体と合同で、例えば今後 30 年にわたる関係に対する長期的展望から生じる将来的諸課題を検討すべきであると提案した。

部門別提言

2. 共通の化学品規制の策定

EU の REACH および RoHS、そして日本の「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律 (化審法)」といった化学品規制政策は、グローバルなサプライチェーンに対して多大な影響を及ぼす。両政府は、有効な規制を実施するのみならず、共通の規制対象物質リストとリスク評価およびデータ共有に対する共通の手法を確立すべきである。このような共通の規制環境が整

備されれば、コスト軽減によって産業界に恩恵が及ぶだけでなく、価格の低下と一貫した保護によりユーザと消費者の利益にもなる。

さらに両政府は、内分泌かく乱物質やナノ物質などの新たな問題に対する共通政策を策定すべきである。また、両政府は、企業と協力して開発途上国におけるサプライチェーンマネジメントを支援すべきである。

3. 共通の資源効率政策の策定

日・EU 両政府は、日・EU 間での適切なインセンティブ、標準化された方法、基準および環境物品宣言様式を用いて、資源効率を含むエネルギー効率という概念を推進し、そのような政策が国際的に共有されるよう互いに協力すべきである。

両政府は、多国間レベルで協力し、省エネルギー規制、それに関連するラベリングの規則、環境・カーボンフットプリント制度の国際的調和を推進すべきである。

4. AEO のメリットの拡大

認定事業者（AEO）の相互承認協定が 2010 年 6 月に日・EU 間で合意されたが、AEO にさらに具体的なメリットが与えられるようにするために、日・EU 両政府は、規制面で一層の協力を図るよう努めるべきである。この点に関し BRT は、企業が大きな自由裁量を与えられ、同時に過度な行政上の負担を課せられることなく、輸入に関する責任を引き受けられるよう、輸入手続きの簡素化に重きを置くよう求める。また、両政府は、日・EU 間の貿易を改善し一層促進させるため、より密接な関係を構築して相互に学び合う必要がある。BRT は、両政府が定期的に議論を行っていることを認識しているが、事業者にとっての具体的なメリットは浮かび上がっていない。

5. 模造品・海賊版・密輸品対策

BRT は、EU および日本が互いに、また第三国の政府と協力して模造品取引のウェブサイトを実際に閉鎖するよう努めるなど、内外における模造品・海賊版・密輸品の取締りに向けた取り組みを強化することを希望する。

BRT は、日本の当局に対し、個人消費を目的とした個人による模造品の国内への持ち込みや輸入を可能にする抜け穴を塞ぎ、模造品を扱うすべての取引を違法とするよう要請する。

BRT は、知的財産権の税関取締りに関する 2013 年 6 月 12 日の欧州議会および理事会規則（EU）608/2013 に対する支持を改めて表明する。同規則は、手続きの簡素化をはじめとする BRT の主要な提言がある程度反映されている。しかし、BRT は、EU 政府に対し、真正品輸入業者の財政負担を軽減する方法を探るよう要請する。

BRT は、2012 年 4 月 19 日に欧州議会および理事会によって採択された規制に従い、欧州模造品・海賊版監視部門（Observatory on Counterfeiting and Piracy）の役割が増大することを希望する。

扱う製品に関するより多くの情報提供を受けたり、現場での検査官の訓練を行ったり、WCO の IPM システムのより効果的利用に関する訓練を検査官に実施するなど、真正品を扱うメーカーや輸入業者からより一層の協力を求めることで、BRT は、税関当局に対し、検査の効率性を向上させ、検挙率を高めるよう提案する。

6. UN 規則の採用

自動車分野において、日・EU 両政府は、日・EU 双方の自動車輸出にかかる規制遵守コストの削減を目的として、相互認証の恩恵を拡張することにより UN 規則の採択を加速させるべきである。また両政府は、クリーン・ディーゼル車、電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池自動車などに用いられる環境負荷を考慮した新たな駆動系技術が市場にスムーズに導入されるよう国際的に調和された技術要件や試験手順の確立に努めるべきである。

<6の背景>

1998 年、日本はアジアで初めて「国連の車両・装置等の型式相互承認協定（1958 年協定）」の加盟国となった。この協定は、ある加盟国で UN 規則に沿って型式承認を受けた車両装置は、当該規則を採択している他の加盟国での検査を免除されると定めたものである。日本は現在、日本の型式承認に含まれる 47 分野のうち 35 分野で、UN 規則を採択している。

<1-6 の一般的背景>

これらの提言の実現は、日・EU 双方のビジネス環境の大幅な改善につながる。

WP-A / # 04* / EJ to EJ 迅速な事業展開の支援

1. 社会保険料（保険料の二重払いをなくす）

BRT は、日本と EU 加盟 10 か国間で社会保障協定が締結されたことを歓迎する。BRT は、日本および EU 加盟国に対し、社会保障協定のネットワークの拡大に向けて一層努力するよう要請する。さらに、暫定措置として、受入国が片務的に年金基金の掛金を免除するか、または海外駐在者に対して帰国時に掛金の一部ではなく全額を払い戻すべきである。

<直近の進捗状況>

この 1 年間は、限定的な進展しか見られなかった。

<背景>

日本は EU 加盟国と個別に社会保障協定を締結しており、これによって企業や従業員の負担は軽減される。これまでのところ、日本とドイツ、英国、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ共和国、スペイン、アイルランド、ハンガリーとの間で社会保障協定が実施されている。また、日本とイタリア、ルクセンブルグとの協定は調印済みである。さらに、日本とスウェーデン間の交渉が進行中であり、日本とスロバキア共和国、オーストリア、フィンランドとの協定は準備段階にある。

2. FTA/EPA の枠内での企業内転勤者の移動の自由化

日本と EU は、FTA/EPA の枠組みの範囲内で企業内転勤者の移動の広範囲な自由化を実現すべきである。こうした自由化は以下の制度を目指すべきである。

- 海外駐在者を送り出す親会社と受入国との間の枠組み協定で海外駐在者の最大人数を規定する。その合意された範囲内であれば、個別の就労許可証を取得することなく、親会社はその国に対して企業内転勤者を自由に移動させることができる。
- 親会社が、その子会社または支社が事業展開している複数の EU 加盟国とそのような協定を締結した場合、それぞれの協定に定められた合計人数が守られる限り、それらの国々における企業内駐在者の移動に新たな就労許可証は必要とされない。
- 両政府とも、帯同家族が通常の労働時間に関して一切の制限なく労働市場にアクセスできるようにすることが望ましい。

<背景>

国際的事業をスムーズ且つ効率的に経営するためには、企業が、役所の手続きを踏むことなく取締役をはじめとする重要な社員を派遣できることが必要不可欠である。このような異動は受入国の労働市場にマイナスの影響を及ぼさないどころか、逆に、当該事業を展開することを通じて受入国での雇用拡大につながる。さらに、海外駐在者自身が受入国に対して高い所得税を支払う傾向にある。日本と EU 加盟国間の企業内転勤者には就労許可証ならびに居住許可証の取得が義務付けられているが、これは一般的に形式的なものである。しかし、企業および従業員、そして従業員の家族に対する負担は大きく、迅速な事業展開にとって障害となっている。

EU は、企業内転勤の枠組み内の第三国の国籍者による EU 域内への入国・居住条件に関する 2014 年 5 月 15 日の欧州議会および理事会の指令 2014/66/EU を採択した。2016 年 11 月 29 日までにこの指令は加盟国に導入されるべきである。この指令は、EU に従業員を派遣する日本企業にとって極めて有用となる。例えば、この指令により、複数の加盟国に関わる業務が行いやすくなり、帯同家族は労働市場にアクセスできるようになる。しかし残念ながら、新たな指令は英国、アイルランド、デンマークではオプト・アウト（適用除外）により適用されない。EU 加盟国の中でも人数が最も多い英国在住の日本人は、この指令によるメリットを得ることはない。したがって、日本と EU 加盟国間のすべての企業内転勤者に適用されるよう、EPA/FTA の枠組みの範囲内でこうした自由化が実現されることが必須である。

WP-A / # 05* / EJ to EJ 中小企業への支援

BRT は日・EU 両政府に対し、双方の管轄権内の中小企業（SME）の事業を相互に促進させ支援するための手段の策定を要請する。FTA/EPA 交渉に、このようなクロスサポートが導入されるよう、次を含め、具体的配慮がなされなければならない。

1. 自国の中小企業に対するものと同様の全体的な支援および特権を、相手側の中小企業にも与える。
2. 言語、書類作成、現地採用、法務および規制関連、ならびに融資や銀行取引等に関する助言といった永続的な現地支援を確立する。
3. 税控除およびインセンティブ、総調査費減税、外国人専門家に対する所得税控除、博士課程の学生のための免税、研究開発減税、産官学協力に基づく共同委託研究の税額控除、ならびに投資家のための税制上およびその他の便宜とインセンティブを提供する。
4. 国際的なバックグラウンドを持つ大学院生の、相手側国内の中小企業での就職を支援する。
5. 日欧双方の中小企業のための合同投資ファンドを創設する可能性についての調査研究。
6. 中小企業向けの産業政策に関するベストプラクティスや信頼できるソリューションを交換する。
7. 日欧産業協力センターによって既に実施されている中小企業関連プログラムを拡大する。

<直近の進捗状況>

BRT は、中小企業に対するクロスサポートの協力強化に向けた両政府の意思を歓迎する。

<背景>

中小企業は、日欧双方にとって成長や雇用を生む最も有望な源泉である。二国間貿易における中小企業の成功は、これら中小企業が発展する大きな要因であり、新しい製品や技術が普及することで、日・EU 両産業界の再生にもつながる。しかし、BRT の他の提言で言及されている市場アクセスの問題やさまざまな障害に取り組み、対処することは、中小企業にとってはより困難なことである。日本政府、欧州委員会、そして EU 加盟国のほとんどにおいては、自国の中小企業を対象とした国際化プログラムを設けている一方、外国企業のための既存の支援プログラムの大部分は、既に確立された産業への大規模海外直接投資を対象としており、中小企業にとっては不十分である。既存の政府支援プログラムを利用して、欧州の中小企業が日本で、あるいは日本の中小企業が EU でいったん基盤を確立すれば、その企業は、受入地域から継続的に支援を受けられるべきである。そのような支援は、一方的な措置としては期待できず、正式な二国間協定で合意されて初めて可能になる。BRT は、欧州委員会および日本政府が、日欧産業協力センターが実施するプログラムを通して、日欧双方の中小企業にとって重要な役目を果たしていることを認識している。

日本に対するEU産業界からの提言

WP-A / # 06** / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認。国際基準の可能な限りの受入れ

日本政府は、欧州規格（EN）や国際標準化機構（ISO）規格によって承認された製品またはCEマークの認証を受けた製品の輸入を受け入れることに消極的な態度を示しているが、それによって画期的な新製品の市場への導入に遅れが生じ、輸入コストも上昇する。BRTは、消費者の健康と安全を守る必要性は尊重しつつ、日本政府に対し、基準・認証手続きの整合化、製品認証の相互承認、統一基準が存在しない分野における機能的に同等な要件に基づき承認された製品の輸入・販売・使用の相互承認を推進することを要請する。そうなれば、一方の市場で承認された製品は自動的にもう一方の市場でも受け入れ可能となる。BRTは、日本政府に対して以下の事項に特に重点を置くよう提言する。

自動車

日本政府は、日本が乗用車に対する認証を義務付けていながら、現時点で国連による承認を日本の国内要件への適合性を証明するものとして認めていないすべての分野において、関連する国連規則を採用すべきである。そうすれば、EUで認証された自動車は改造またはさらなる試験を必要とせず日本で販売できる。さらに、日本政府は、あらゆるFTA/EPAの規定の範囲内に含むべき日本の商用車の技術要件の国際的調和へ向けて努力すべきである。

<直近の進捗状況>

日本が、国連による承認を日本国内の型式承認要件への適合性を証明するものとして認めていない分野は、今も9分野存在する。商用車への言及は、新たな提言である。

建設用製品

日本政府はEU政府と協力して、すべての建築資材について日本農林規格（JAS規格）／日本工業規格（JIS規格）と欧州規格（EN）のすべてを相互承認するよう努力すべきである。残念ながら、こうした努力を要する状況が、床張り材部門や屋根板部門ではまだ一般的に見られる。JAS/JIS規格の中にISO規格への参照を記載するだけではこのようなプロセスの効率化に十分役立ってはいないことは判明している。

さらに日本政府は、地方自治体に対する支援を向上させ、技術面での規制やガイドラインがしっかりと理解されるようにすることが望ましい。

<直近の進捗状況>

一定の進捗はあるが、取り組むべきことはまだ多く残されている。なお、2013年4月、2014年4月および2015年4月のプログレスレポートの中で、ISOとJIS/JASとの矛盾の問題について日本政府から回答がなかった点を指摘する。

<背景>

日本の建設部門は長年極めて「国内色の濃い」市場であった。2011年の東日本大震災と津波の後も、こうした状況に変化があるとする証拠はほとんどない。

化粧品

BRTが要請するのは、薬用化粧品、いわゆる医薬部外品（認可原材料の開示、標準的な申請期間）の承認に関する共通規則、効能表現や広告に関する共通規則、化粧品への使用が認められる原材料の共通ポジティブリスト、そして動物実験の代替案に関する共同基準の確立である。

<直近の進捗状況>

進捗はほとんど確認されておらず、決定も行われていないが、BRTは、この問題がFTA/EPA交渉の中で話し合われることになったという報告を見て喜ばしく思う。これに加えて、歯磨き粉・マウスウォッシュでのフッ化物の使用標準に関して動きがあった兆候もある。

<背景>

EUの化粧品会社は日本での事業拡大を常に困難に感じている。これは、日本とEU間での原材料基準や認められる効能の違い、そして、いわゆる「医薬部外品」に関する日本特有の製品認証手続きに起因する。

鉄道

EUと日本の基準に大差はなく、EUの調査機関によって収集されたデータは日本でも妥当性を有するにもかかわらず、日本市場への輸出に際しては、日本で同様の試験を再度行うことが求められる。本件については、ある事業者から複数回連絡を受けている。二重試験によって輸入コストが上昇し、EU製品の日本製品に対する競争力を弱めている。日本政府とEU政府は協力して、欧州機関によって提供される鉄道資材に関する試験データおよび認証は日本国内でも有効とする（またその逆も同様）仕組みを構築すべきである。

BRTはまた、日本市場の安全対策を満たすかまたはそれを上回るような商品やサービスを提供するために何が必要なのかについての理解をEUの企業が深められるように、基準や要件が開示されたシステムを確立するよう日本に対し提言する。BRTは、各事業者が異なる性能要件を有する可能性については理解するものの、日本国内のすべての事業者が同一の安全性要件や基準を用いることが望ましい。しかし、現状では、個々の事業者が独自の安全基準や要件を採用している。第一段階として、ある事業者による試験結果と承認は、他の事業者によって受け入れられるようにすべきである。

しかしBRTは、最近の動向について認識しており、日本の事業者による初の入札要請については前向きな見方をしている。BRTとしては、日本に対し、安全性にマイ

ナスの影響を及ぼすことなく、競争の活発化と透明性の向上につながる入札制度をさらにうまく活用するよう提言する。

<直近の進捗状況>

ある程度の進捗はあるものの、日本には、すべての事業者が遵守すべき共通の適合性審査制度がないという核心的な問題は今も残っている。

<背景>

日本の安全性基準および規制は公表されていない。したがって、海外のメーカーが満たすべき要件を正確に把握することは不可能である。さらに、満たすべき安全性要件について厳密に規定した法律は存在しないため、原則として各事業者が独自の試験要件を定めることができる。

動物用医薬品

EUで既に認可されている動物用医薬品が日本で認可されるには、さらに厳しい規制と不必要な試験が求められる。その結果コストが上がり、遅れが生じている。このような現状を踏まえて、BRTは、以下を提言する。

- a) 日本政府は、動物用医薬品の承認手続きを迅速化するため、可能な限りのあらゆる手段を講じるよう強く要請する。
- b) 日本およびEUは、動物用医薬品が日本とEUの市場で相互に承認されるよう共に努力するよう要請する。これにはまず、動物用医薬品の「製造および品質管理に関する基準（GMP）」の相互承認をすべきである。農林水産省（MAFF）および欧州の各機関は、GMP要件が類似あるいは同等である場合、相手方当事者のGMP認証を承認すべきである。

<直近の進捗状況>

近年、農林水産省（MAFF）は、さまざまな措置を実施して、予測可能性や品質の向上、登録手続きの迅速化を行い、大幅な改善をもたらしてきた。さらに、12月25日、MAFFは、認定ライセンス交付について提出された複数の規制を日本語と英語で改訂した。この変更は、JVPAによる要請に対応したものである。しかし、整合化はまだ完全ではなく、GMP証明書の非承認が一般的であり、さらなる改善が必要である。

<背景>

日本は、国際レベルでの動物薬の登録要件の整合化を目的とする動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議（VICH）に参加している。これは、ある程度まで、世界で開発された製品の登録コストの低減に役立ってきた。しかし、日本特有の要件は、今も残っている。

加工食品

加工食品に関しては、基準と技術要件の日・EU間の違い、それに輸入に関わる煩雑な手続きが相まって、EU輸出業者のコストを押し上げている。日本の関係当局はEUや国際機関による評価を正式に認めておらず、食品安全委員会（FSC）は検査を日本で実施するよう常に求めているため、適合検査に高いコストが発生する。以下に挙げた提言を推進することにより、EU輸出業者の日本市場における可能性は大いに高まるだろう。

- a) 認可食品添加物の種類を大幅に増やし、さらに承認プロセスも迅速化し、根本的に改正する。
- b) 適合性評価手続きの相互承認を実現させ、評価の重複によって発生するコストを削減する。
- c) 申請手続きのすべての段階に期限を設ける。スケジュールに関するガイドラインは存在するが、それには承認手続きの一部しか含まれていない。したがって、申請者は申請に要する期間を把握することが難しい。

<直近の進捗状況>

具体的な進展はなかったが、日・EU FTA/EPA交渉で協議が進められている。BRTは、2014年のプログレスレポートが、日本政府が食品添加物指定等相談センターの設立についての承認手続きの「標準的タイムフレーム」の設定を検討していることに言及していることに着目する。BRTは、この件についての詳細を非常に期待している。

<背景>

日本で認可されている食品添加物の数が限られており、日・EUの基準が調整されていないためにコストが上昇し、EU輸出業者は規模効果を活用することができない。

LEDランプと照明器具

国際電気標準会議（IEC）などの国際的な電気保安基準と、電気用品安全法/日本工業規格/電気安全環境研究所（PSE/JIS/JET）などの日本の基準・技術要件とが十分に調和されていないため、コストが上昇し、EU企業の日本市場への参入が事実上阻まれている。

- 日本の省庁（すなわち経済産業省）が策定した現行のLED照明基準は、他国のメーカーが使用している基準と互換性がない。

BRTは、日本市場が世界市場から取り残されないよう、遅滞なく国際基準・安全性および技術要件と調和させるよう日本政府に要請する。LEDランプ・照明器具市場は、急速に拡大しつつあり、これらの製品が、世界規模で省エネを進めて行く上で重要な役割を果たすものと期待される。

<直近の進捗状況>

日本政府は、JISをIECに整合させることに同意したが、同政府は、これには5年を超える時間を要するとも述べている。当然ながら、これは容認できない。日本は、IECの試験手順を使用できる製品のリストを発行した（「付属書12」）。このリストには、LEDランプおよび一部のLED照明器具が含まれていない。

<背景>

日本には、電気用品安全法（PSE）や日本工業規格（JIS）といった独自の基準や技術要件があり、例えば逸脱基準などの基準の設定の遅れから、コストが上昇し、EU企業や輸出業者の日本市場への参入が阻まれている。さらに、遠隔操作基準の調和がなされていないため、EU企業は日本市場に参入することができない。

ラベル表示に関する規則

日本政府は明確化するための命令を発して、小売業者に柔軟な選択肢を与えるべきである。それによって小売業者は、製品の質と安全性に全責任を負う一方、日本の消費者に世界各地から製品を供給できるようになる。EU企業にとってラベル表示のコストが多大となる、杓子定規なラベル表示制度の分かりやすい例としては、家具の寸法表示が挙げられる。メートル法を使用している他の国々ではセンチメートル表示が一般的であるにもかかわらず、日本に輸出される家具の寸法は、センチメートルではなくミリメートルで表示するよう定められている。他にも、消費者が理解できないほど専門性の高い情報をラベルに表示することが義務付けられているという例もある。

<直近の進捗状況>

本件は規制改革会議で取り上げられ、欧州企業と日本企業両方の代表者が家庭用品品質表示法の改正を訴えた。消費者庁（CAA）は、改正に向けて動いていると言われているが、これまでのところ、消費者庁からの具体的な提案はない。日本政府の2013年4月の進捗報告書では、本件に関する言及はなかった。これと平行して、日本は、洗濯表示に関する規定をISO規格に一致させることを発表した。

<背景>

「家庭用品品質表示法」とそれに付随する自主的ラベル表示基準である「表示規定」により、日本で販売される家庭用品の表示方法は、極めて細かく規定されている。

WP-A / # 07 / E to J 自動車**

日本政府は、軽自動車とその他の自動車を財政面でも規制面でも同じ基盤に置くべきである。

<直近の進捗状況>

2015年度からの軽自動車の税制改正はコンパクト車および軽自動車に対する課税負担の格差縮減に向けた歓迎すべき第一歩であるものの、まだ十分とはいえない。欧州のコンパクト車が日本市場で軽自動車と同等の条件で競争できるよう、日本政府はFTA交渉において、さらなる財政および規制改革を約束すべきである。

<背景>

「軽自動車」に分類される小型車は、法律により最大車長3.4メートル、車幅1.48メートル、車高2メートル、エンジン排気量は660cc以下に制限されている。軽自動車に対しては、自動車関連諸税や自動車損害賠償責任保険料、高速道路通行料金が低めに設定されており、夜間駐車に関する要件も緩和されているなど、さまざまな恩恵を受けている。軽自動車が享受しているこうした恩恵を継続させることは時代にそぐわず、軽自動車と、コンパクト車やサブコンパクト車との間の競争は歪められている。これらの小型車は、軽自動車と同様の性能と仕様を有するにもかかわらず、軽自動車の持つ特権は与えられていない。

WP-A / # 08 / E to J 燃料電池自動車**

水素貯蔵システムの材料要件に関する水素燃料電池自動車（HFCV）の国連規則のフェーズIIの合意ならびに実施は未定だが、日・EU両政府は、メーカー／輸入業者が、HFCVが互いの要件および認証手続き満たしていることを証明できるよう柔軟性のある取決めを取り入れることが望ましい。

<背景>

HFCVの国連規則フェーズIIは、2015年夏に発効する見通しである。日本およびEUの双方は、この規則を実施する方針である。しかし、日本がフェーズIIを実施した場合でも、日本に輸入されたHFCVタンクは、引き続き金属材料に関する日本特有の国内要件を満たさなければならない。EUが性能に基づく方式を用いて水素適合材料を承認しているのに対して、日本の方式は慣例的であり、事実上、材料の選択肢を非常に少数の特殊な種類のステンレス鋼とアルミニウムに限定している。

WP-A / # 09 / E to J サービス分野における自由で開かれた競争の確保**

BRTは、日本のサービス市場において自由で開かれた競争が欠如しているという問題に日本政府が対処することを強く要請する。

郵政改革については、BRTは日本政府のこれまでの決定内容に失望している。日本には、世界貿易機関（WTO）のルールを遵守する義務があり、「サービスの貿易に関する一般協定」（GATS）の内国民待遇規定もその義務の一つである。これは、日本郵政とEU、または日本郵政と他の民間運送会社、銀行、保険会社を対等な競争条件に置くことを意味する。特に、以下の通りである。

- a. かんぽ保険事業には、資本、支払余力（ソルベンシーマージン）、課税、保険契約者保護基金に関して、民間部門の保険業者と同じ要件を課すべきである。日本郵政が現在有する独占的立場からの内部補助金を阻止するための競争上のセーフガードが確立されるまでは、新商品の導入だけでなく、簡易生命保険限度額引き上げ等を含む日本郵政の事業拡大は制限する必要がある。BRTは、とりわけ、かんぽ生命保険の新商品や改良商品が最近承認されたことについて不安を抱いている。また、引き続き日本郵政を金融庁（FSA）の管轄下に置くことも絶対に必要である。これらの要求は十分に「政府調達に関する協定

(GPA)」の範囲内にある。また日本郵政と同様に、共済保険事業についても民間保険会社と同じ要件を課すべきである。

- b. 日本郵政と民間運送会社には、同じ通関手続きを課すべきである。専用航空運賃、義務的関税、検疫、安全検査、およびそれらサービスにかかる財政的支援の面で、また郵便物の集配に使用される車両に対する駐車違反取締りに関しても、日本郵政と民間運送会社には公正な競争機会が保障されるべきである。

<直近の進捗状況>

この問題は、FTA/EPA交渉の中で話し合われているものの、ワーキング・パーティ A (WP A) には、具体的な改善は一切承知していない。さらに、日本郵政に直接関わる問題については、昨年中、方向性の変化はほとんど見られなかった。

<背景>

1990年代後半の金融ビッグバン以降、日本政府が世界の舞台で果たす役割は縮小している。それ以降に行われた改革がごくわずかであることが、その一因となっている。日本郵政とその子会社に対する優遇措置が依然として存在しており、残念ながら、民間企業が同じ恩恵にあずかることがないままに、そうした恩恵は拡大してきた。

WP-A / # 10** / E to J 運送・物流

1. WP-A / # 03 / EJ to EJに関連して、BRTは、日本に対し、運送業者、通関業者、輸入業者を問わず、これら事業者に対して実質的な利点がもたらされるよう、認定事業者 (AEO) 制度の改定を提言する。さらに、企業が認定事業者 (AEO) のステータスに本当に魅力を感じられるよう、行政負担を軽減する必要がある。

事業者がトレーサビリティの合意基準を満たし、合意された処理手順を遵守しているのであれば、認定事業者 (AEO) のコンセプトとしては、簡素化をもっと重視すべきである。以下のような簡素化の例が挙げられよう。

- 国内通関業務の管轄外の通関手続きの規制撤廃
- 積荷の物理的検査の削減
- 自由貿易協定の下で「直送」を示す代替証拠書類の使用を可能にする

<直近の進捗状況>

日本税関は、2017年までに、国内通関業務の管轄外の規制を撤廃する計画を発表した。

<背景>

認定事業者 (AEO) の現行制度は、残念ながら多くの事業者が希望したような簡素化にはつながっていない。逆に、多くの場合、事務負担が増加している。

2. BRTは日本に対し、包括的な遠隔申告システムを導入するとともに、地域の税関当局間で差異が生じないように、税関の各管轄区域間のさらなる調和を図るよう提言する。そうすれば、欧州企業だけでなく、日本の中小企業の状況も改善することになる。

長期的には、さまざまな管轄区域を統合するという解決策が考えられる。東京と横浜、大阪と神戸の統合が第一歩となろう。

<直近の進捗状況>

本件は新規の提言である。

<背景>

日本には現在、9つの独立した税関区域があり、中央税関当局は実質的には存在しない。これが、通関手続地による輸入品の取り扱いの差異を招いている。HSコード分類の違いに加え、関税法の解釈の違いにより、輸入業者にはコストが発生する。また、東京税関の許可は横浜では無効であるなど、許可も地域ごとに与えられるため、日本国内に多数の地方事務所を置いていない欧州の物流企業は、地方への事業の拡大が難しい。

WP-A / # 11* / E to J 外国直接投資の促進

日本政府は、外国企業の日本国内への投資を促進するようなビジネス環境を作り出さなければならない。そのために、国内における日本企業同士の株式交換に適用されているのと同様に、国境を超える合併・再編から直接生み出されるキャピタルゲインに対しても課税繰延べ制度の適用を検討すべきである。

BRTはさらに、純営業損失 (NOL) に関する不利な規則について指摘したい。近々行われる変更により、日本国内の企業は、損失の50% (2017年から) を10年間繰り越すことができるようになる。これは、投資獲得のために日本が競い合っている近隣諸国におけるNOLに大きく遅れをとっている。さらに、日本の相続税に関する規則は、日本国内で登記した最初の日から、すべての国際資産を対象とする相続税の負担責任を負わされる。多くの国が相続税を撤廃したが、日本は反対の方向に進んでいる。

さらに、一般的な投資環境の改善が前提条件であるが、外国企業の日本市場への参入を促すには、規制改革が最も効果的である。自動車や機械部門のように外国投資に対する形式的障壁が既に取り除かれている部門では、比較的高水準の外国投資が行われている。逆に、外国投資の水準が低いのは、金融と医療の2部門である。日本の規制により、これらの部門で外国企業が事業を行うのは他の国々より一層困難で、そのため、より大規模な事業を展開することはなく、現状の顧客に対応するための最低限の規模にとどまっている。医療部門に関しては、市場承認を相互に認め合う

ようにすることが投資を増大させる重要な第一歩となるだろう。金融部門に関しては、金融サービス業に適用される原則を相互に受け入れ、本国監督機関を主監督機関として相互に認めることが、投資環境を改善する上で大きな役割を果たすであろう。

<直近の進捗状況>

日本は海外直接投資のインセンティブプログラムを構築したものの、適用範囲が限られている場合が多く、申請手続きは非常に融通が利かない。また、日本が期間の短縮を検討している気配もうかがえる。

<背景>

日本は世界第2位の経済大国でありながら、GDPに占める日本国内における外国直接投資（FDI）額はOECD加盟国の中でも最も低い水準にとどまっている。日本貿易振興機構（JETRO）が再編成され、日本政府は小泉元総理の時代より外国直接投資を促す努力を進めているが、事態の改善は小規模にとどまっている。国連貿易開発会議（UNCTAD）によると、2012年の対内（直接投資）残高は、GDPのわずか3.5%であった。

WP-A / # 12** / E to J 調達

<総括的提言>

日本政府は、調達市場へより参入しやすくするための取り組みを一層強化していかなければならない。これは、一般競争入札の基準額を引き下げること、また運輸・交通部門における「業務安全上の条項」の意味をより明確にするまたは撤廃することで達成できるであろう。また日本は、現在19都市しか含まれていないが、政府調達に関する協定（GPA）に含まれる都市を増やすことが望ましい。

また、日本は英語の情報をさらに増やすことが望ましい。BRTは最近のJETROの取り組みを承知しているが、情報が完全に英語で公開されることは稀である。BRTはさらに、入札提案書の提出にあたり、特に技術仕様に関しては、少なくとも部分的には英語の使用を認めるよう要請する。

BRTはさらに、日本に対し、事前登録の要件を簡素化し、入札者の要件の設定にあたっては、海外での実績や資格を認めるよう求める。

<具体的提言>

- ヘリコプターの競争入札における入札過程に関して以下を提言する。
 - a. ヘリコプターの性能をも考慮した包括的評価制度を通じ、より公平な競争が行われるようにすべきである。
 - b. 単年度予算調達という制約は緩和すべきである。
- 宇宙活動用地上設備の総合的なシステムの調達を奨励すべきである。

- 日本の公益事業体による調達手段として、一般競争入札の割合を大幅に高めるべきである。
- 業務安全条項に対する直近の変更が、政府調達に関するWTO協定に則って、実際に、確実に、よりオープンな入札要請に繋げる。

<直近の進捗状況>

BRTは、特に本州の3つのJRの変化に着目しており、したがって、業務安全条項(OSC)の変更がもたらす成果に期待している。

<背景>

日本の調達市場の80%以上が政府調達に関する協定(GPA)の対象外であることが調査により明らかになっている¹。一部の部門には現在、500万SDRの基準が適用されていない。入札募集のための国家データベースが構築され、鉄道部門では初めて一般競争入札の募集が行われるなど、変化も見られる。しかし、日本の調達をEUの水準に近づけるには、多くの改善を要する。

¹ コペンハーゲン・エコノミクス、「EUと日本の間の貿易・投資に対する障壁の評価」、2009年

EU に対する日本産業界からの提言

WP-A / # 13** / J to E 欧州 2020 戦略

BRT は、EU の成長戦略「欧州 2020」を引き続き支持することを表明する。

BRT は、「欧州 2020」戦略が政策立案者を EU とその加盟国にとって本質的な問題に重点的に取り組ませることになったと確信する。さらに、欧州半期（ヨーロピアン・セメスター）により、加盟国の経済・財政政策は、いっそう調和の取れたものとなってきた。これが継続すれば、EU とその加盟国は、中期的に重要な利益を実現することができるはずである。

BRT は、知的、持続可能かつ包括的な成長を達成するためには、単一市場の今以上の継続的改善が最も重要であり、取り組むべき適切な分野であると確信している。言い換えれば、単一市場は、EU の知的、持続可能かつ包括的な成長を生み出す最も価値の高い源である。

BRT は、EU の知的、持続可能かつ包括的な成長につながる単一市場にとって、次に掲げた優先事項の重要性を強調したい。

- 化学物質の真の単一市場のさらなる改善と実現
- ビジネス環境
- 税制
- 知的所有権
- 消費者の地位向上
- サービス
- ネットワーク
- デジタル単一市場

単一市場を改善していく中で、EU およびその加盟国は、EU レベルでの国内規則の調和だけを目指すべきではない。EU およびその加盟国は、重複する法的枠組みを排することによる規制の改善や、自由化と規制撤廃も目指すべきである。

知的、持続可能かつ包括的な成長を達成するために用いるのにふさわしい種類の手段については、BRT では、EU レベルでの政策協調は、ユーロ危機前と比べて近年の方が効果的に機能しているようにうかがえる。EU は、指令／規則を通じて、このような手法および調和の最適な組み合わせを探求すべきである。しかし BRT は、EU 全体にわたり政策の統一した適用が重要な分野では、EU が規制を利用した政策を立てるべきである、と強調したい。

次の 10～15 年間では、世界の成長の 90%は、EU 域外からもたらされると予測されることから、BRT は、EU の知的、持続可能かつ包括的成長のためには、国際的に開かれた欧州単一市場が極めて重要であることを強調したい。

BRT は、野心的な FTA/EPA ならびに産業の成長と雇用創出に大きく貢献する公正な市場アクセスを通じて、日・EU の通商関係を深めることを支持する。

さらに、欧州経済の強さは、持続可能な経済発展をもたらす一連の価値を基盤としている。企業の社会的責任は、持続可能な発展と極めて競争の激しい社会的市場経済という EU の目的に、中心的に貢献することである。例えば、日本との関係を考慮し、BRT は、責任を負う企業を育成することを、日・EU の経済的・政治的パートナーシップの要とすべきであると確信する。

<直近の進捗状況>

欧州委員会は、「欧州 2020」戦略の中期的レビューを実施中である。

<背景>

欧州委員会は、2010 年に「欧州 2020」戦略を提案した。「欧州 2020」は、賢明で持続可能かつ包括的な成長のための EU の戦略として開始された。その目的は、EU の社会的市場経済モデルの維持とその資源効率の大幅な改善を行いつつ、EU の競争力を高めることであった。

欧州委員会は、2015 年から 2020 年までの期間の戦略立案に資するために、2014 年に公開協議を実施し、利害関係者全員の意見を収集した。

WP-A / # 14 / J to E オーディオ・ビジュアル製品と乗用車に課される高関税の是正**

EU 政府は、高い関税を即時に撤廃すべきである。例えば、オーディオ・ビジュアル製品には 14%、乗用車に 10%の関税が課されている。世界貿易交渉において進展が見られない中、こうした削減は二国間交渉、特に、日・EU EPA/FTA を通じて実現されるべきである。

<直近の進捗状況>

日・EUEPA/FTA 二国間交渉が行われていることから、この提言に関しては一定の進展が見られた。

<背景>

EU は、産業界の一部分野の製品の関税率を高い水準で維持することにより、当該分野を保護している。これらの業界は国際競争の最前線にさらされており、保護よりもむしろ競争への刺激が必要であるにもかかわらず、である。このような保護措置は、これら業界の国際競争力の向上にはつながらない。しかもその結果、高い価格を支払うことになるのは EU 域内の使用者や消費者のみである。

WP-A / # 15** / J to E 化学品規制

15.1 欧州化学品規制 (REACH)

1. REACH に関しては、BRT は以下を提言する。

- ✓ サプライチェーンの中の企業が EU 市場において国ごとに異なる法遵守を求められることを回避するため、BRT は EU 政府に対し、同ガイダンスに規定されている成形品の解釈に従っていない加盟国に対して早急に措置を講じるよう求める。

<直近の進捗状況>

成形品の解釈に関する提言については、一定の進展が見られる。加盟国内での禁止措置の撤廃によって、フタル酸エステル類の問題は解決された。

<背景>

REACH は EU 規則ではあるが、さまざまな解釈がなされるため、EU で単一市場を実現していない。EU 全体で受け入れられるような解釈の明確化を通して、EU 政府は単一市場を実現すべきである。

高懸念物質 (SVHC) に関する 0.1% の閾値が適用される「成形品」に関する解釈は EU の加盟国間で未だ統一されていない。REACH 規制の「成形品中の物質の要件に関するガイダンス」では、0.1% の閾値は、生産または輸入された成形品全体について適用されるべきと示されている。しかしながら、5 加盟国とノルウェーは、「一度成形品であったものは、常に成形品である (Once an article – always an article)」との考えに基づき、この閾値は複合成形品における部品単位にも適用されると主張している。

デンマークでは、2012 年 11 月 30 日付け官報で発表された新国内法において、屋内でのフタル酸エステル類の使用が禁止された。同法の施行は 2 年間延期された。さらに、デンマークは REACH 付属書 XV に従って関連書類を提出し、EU 全域での規制を提起したが、2012 年 6 月および 12 月に欧州化学物質庁 (ECHA) の委員会によって却下された。その後デンマークは、禁止措置を撤廃した。EU レベルでの調和が再始動することになる。

2. EU 政府は、REACH の実施を促進進させるために実用的なガイダンスを作成すべきであり、特に以下の措置を講じるべきである。

- ✓ 高懸念物質 (SVHC) の数は着実に増加している。欧州化学物質庁 (ECHA) は、PACT-RMOA (公共活動調整ツールリスク管理のオプション分析) に関する新たなウェブサイトを立ち上げ、実施した SVHC の評価結果を公表している。これは、中小企業には依然として読みこなすのは難しいとはいえ、一つの改善ではある。EU 政府は、中小企業に対する配慮さらに高めるべきである。
- ✓ PACT-RMOA は、SVHC の確認についての透明性を高めたが、企業による寄与プロセスを、今以上に発展させるべきである。

- ✓ BRT は、EU 政府に対して、REACH 第 8 条で定められた OR（唯一の代理人）の義務ならびに EU 競争法の下でのその意味合いについて明確にするよう求める。
- ✓ 健康・安全・環境（HSE）上の目的で欧州化学物質庁（ECHA）ホームページの先導登録者（Lead Registrant）から購入した情報文書（世界製品戦略（GPS）や安全性データシート Safety Data Sheet（SDS）などを指す）は、無料で世界どこからでも入手できるようにすべきである。
- ✓ 共同体ローリングアクションプラン（CoRAP）の枠組みの中で加盟国に割り当てられた物質の評価においては、民間企業に対し、自社で保有する物質に関する情報提供が求められることが多い。しかし、急な要請であったり、きちんとした形での要請でない場合があったり、効果的ではない。EU 政府は、加盟国に対してベストプラクティスを発行し、民間企業がより効率的・効果的に協力できるようにすべきである。

<直近の進捗状況>

PACT-RMOA（公共活動調整ツール・リスク管理のオプション分析）の導入により、SVHC に関する提案に進展が見られた。

<背景>

REACH には、企業にとって実務的に実施が非常に困難な要件が含まれている。

唯一の代理人（OR）の義務について、REACH 第 8 条では、OR は「輸入量と販売先顧客に関する情報、ならびに安全性データシートの最新版の提供に関する情報を利用可能で、最新の状態に保っておかなければならない」と定められている。しかし、実際には、OR が顧客名や輸入量といった取引先の顧客情報を、特に間接的な提供ルートから収集した場合は、EU 競争法に違反する危険性がある。これは、EU 競争法の下では、そうしたサプライチェーン情報（つまり市場情報）は重要であり、慎重に扱うべきものと見なされる場合があるからである。さらに、EU 競争法抵触の可能性を避けるため、そのような情報収集において第三者受託者の利用を各加盟国の関連当局が認めるかどうかは不明である。その理由としては、第 8 条は、OR に関する言及に止まり、REACH には、そうした OR の義務を第三者に外部委託可能であることを示すような記述は他にないからである。ドイツ当局は、第三者受託者の利用は認められないと解釈しているようだ。さらに、受託者の役務を利用するにはかなりの追加的費用が必要となる。EU のメーカーは、輸入量に関する情報収集は義務付けられていないため、この問題は OR、つまり EU 以外のメーカーにしか影響が及ばず、これが不公平な市場環境を作り出している。

3. BRT は、EU 政府に対して、例えば、先導登録者の特定が困難であるとか、利用状（LoA）の費用の透明性の欠如、そして次回共同提出までのそれらの問題の解決策といった、最新の登録状況から導き出される問題点や懸念を取りまとめて発表するよう提言する。EU 政府は、物質情報交換フォーラム（SIEF）の参加者間の合意に頼るのではなく、積極的に監視を行い、必要に応じて是正措置を講じることにより、利用状（LoA）の費用に関する透明性と費用分担の公平性の実現を図るべきである。

<直近の進捗状況>

データ共有の紛争に関する制度が導入され、限定的ではあるが一定の成果があった。しかし、EU 政府にはさらに積極的な関与が望まれる。

<背景>

2013 年の登録期日が過ぎ、2018 年に次の期限を控える中、物質情報交換フォーラム (SIEF) 運営上の新たな課題が既に浮上している。すなわち、入手可能なデータが少ないこと、先導登録者が経験不足であること、サプライチェーンの大半が中小企業であること、そして経済的負担が重いことである。BRT は、こうした懸念材料によって SIEF の活動が停滞するのではないかと懸念している。

欧州化学物質庁 (ECHA) による試験の提案と登録文書の評価、ならびに加盟国による物質の評価には、物質情報交換フォーラム (SIEF) における費用分担交渉が伴う。利用状 (LoA) に関する後続登録者からの収益は、既存登録者に分配されなければならないだろう。透明で公平な費用分担を実現するため、EU 当局にはより積極的な監視と関与が求められる。

15.2 内分泌かく乱物質に対する適切なアプローチ

BRT は、EU 政府に対して、CMR (発癌性、変異原性、生殖毒性) といった分類によってではなく、健全な科学的手法に基づくリスク評価によって内分泌かく乱物質を規制するよう要請する。これは、内分泌かく乱が毒性の評価項目ではないためである。有害性評価は、WHO で定義されている内分泌作用機序に基づいて有害事象を特定し、潜在性、先導的毒性、重症度、不可逆性を踏まえて特性化を行うことにより、実施すべきである。

<直近の進捗状況>

継続的な協議の結果、公開協議を含め、一定の進展が見られた。

<背景>

EU 政府は現在、REACH、PPPR (植物保護製品規制)、BPR (バイオサイド規制) 等の現行法を審査し、政策措置を検討している。

15.3 欧州特定有害物質使用制限指令 (RoHS)

BRT は、RoHS に含まれる物質の特定と評価は、最も適切なリスク管理オプションを考慮し、強固かつ一貫性のある方法に基づいて行うべきであることを提言する。将来的には、「REACH および指令 2011/65/EU (RoHS) - 共通の理解」の原則を適切に適用・実施して、規制の重複を避けるべきである。

BRT は、すべての新たな規制イニシアチブが、制限、代替品ならびに適用除外の要請に関して、適切な時期の実施を可能にするために必要なレベルの法的な確実性、透明性そして予測可能性を与えるよう要請する。

<直近の進捗状況>

一定の進展が見られた。

欧州委員会のイニシアチブに基づき、規制物質のリストに含まれる物質の特定と評価のための方法についてのガイダンスを策定するために、作業部会が設立された。

REACH と RoHS の下で同じ化学物質に対する今後の規制措置をどのように管理していくかのシナリオを定める「共通の理解」文書も、欧州委員会から発行された。

<背景>

RoHS の下での規制物質のリストに含まれる可能性のある物質を特定して評価するために、欧州委員会は、その方法について取り組みを続けてきた。この特定・評価の方法は、物質審査のプロセスと基準を明確化し、今後の評価すべてに対する強固かつ一貫性のある手法を提供するために、今後さらに細かく調整すべきである。別のリスク管理のオプションが検討されることもあり得ることから、物質の評価が、必ずしも RoHS に基づく規制物質のリストに含める提言に結びつくとは限らない。

REACH および RoHS は、いずれも化学物質の使用を規制する。認可、規制、適用除外のプロセスは、この二つの規制間で部分的に重複しており、産業に複雑さと負担を与えている。「共通の理解」は、人の健康と環境の保護を守りながら、最も効果的かつ効果的な方法を用い、どのようにしてこれらのプロセスを管理すべきかを具体的に示している。

15.4 CLP 規制

- ✓ BRT は、輸出業者の負担を軽減するため、EU 政府に対して、通関の際、化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) の分類およびラベル表示を受け入れるよう要請する。
- ✓ BRT は、さらに EU 政府に対して、技術的進歩への適応化 (ATP) の段階から GHS を考慮するよう要請する。

<直近の進捗状況>

本提言に関しては、非常に限定的であり企業にとっては不十分ではあるが、一定の進展が見られた。

<背景>

CLP 規制 (物質および混合物の分類、ラベル表示、包装に関する規則 (EU) No 1272/2008) は、EU 域内のメーカーおよび輸入業者だけでなく、EU への輸出業者も対象とする。CLP は、国連の「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)」に対応したものであるが、一部採用していない分野や EU 独自の分野もある。その結果、EU への輸出業者は GHS と CLP をともに遵守することを求められる。

15.5. ナノマテリアル

1. 定義

BRT は、EU 政府に対し、製品の表面からのナノマテリアルの飛散を考慮し、ナノマテリアルに関する将来を見越した政策手段を実行するよう要請する。

2. 報告制度

BRT は、EU 政府に対し、率先して EU レベルで調和が取れた報告制度を制定するよう要請する。

3. 測定方法の標準化

BRT は、EU 政府に対し、ナノマテリアルの実用的な測定方法を標準化するよう要請する。これは、シンプルで国際的に調和された測定方法とすべきである。

<直近の進捗状況>

以下のような一定の進展が見られた。

報告制度に関しては、欧州委員会が公開協議を行っている。

報告制度に関しては、フランス、ベルギー、デンマークをはじめとする一部の加盟国は、独自の制度を採用している。統一された報告制度は、業界にとって極めて重要である。

測定方法に関しては、2012 年に共同研究センターが「Requirements on measurements for the implementation of the European Commission definition of the term 『nanomaterial』 (欧州委員会による『ナノマテリアル』という用語の定義を実行するための測定要件)」と題された報告書を発表した。依然として実用性やコストが課題である。

<背景>

欧州委員会は、2011 年 10 月 18 日にナノマテリアルの定義勧告 (2011/696/EU) を発表した。

複数の EU 加盟国において、国内で独自にナノマテリアルの報告制度を制定する動きがあり、メーカーおよび輸入業者は異なる形式で複数の報告書を作成しなければならない。これは非効率的なだけでなく、サプライチェーンに混乱を招く恐れがある。

届出といった規制上の要件に応える際に、ナノマテリアルの測定にはさまざまな測定方法が用いられている。結果として、異なる計測者による計測結果が比較できなくなる危険性がある。

15.6. バイオサイド製品規制

BRT は、EU 政府に、バイオサイド製品（殺生物性製品）によって人、動物および環境にもたらされるリスクを低減するために、バイオサイド製品規制（BPR）に基づき処理された成形品に対する対策の効果を評価し、そのような対策が目的に叶うものであることを保証することを求める。

<直近の進捗状況>

本件は、新たな提言である。

<背景>

2012 年 5 月 22 日の欧州議会および理事会の BPR（殺生物性製品の市場における利用および使用に関する規制（EU）No 528/2012）は、処理された成形品は、成形品の処理に用いられるか、または成形品に組み込まれる殺生物性製品に含有されるすべての活性物質が承認されない限り上市してはならない旨、要求している。この要件は、有害な化学薬品を規制して管理するための既存の法的仕組み（例えば、REACH、RoHS）に加えて、産業界に大きな負担とコストを課しており、その結果として技術の停滞を招き、EU 市場に製品を上市するメーカーまたは輸入業者の競争力に影響を与えることになる。BRT は、これが EU 外のメーカーおよび輸入業者に不釣り合いな影響を与えていることを懸念する。というのは、そのような規制対象の活性物質は中小企業（SME）、ならびに EU に対する販売高も限定的で、BPR の要件に取り組むだけの財力がない企業から供給されることが多く、その結果、そういった企業は機能性を失い、さらに EU 市場に参入するための技術や潜在的イノベーションを制限されるのである。したがって、BRT は、BPR に基づいて処理された成形品対策について、「社会経済上の恩恵」対「人と環境に対する恩恵」を評価することによって、この規制の影響の評価することを提言する。

WP-A / # 16** / J to E エコデザイン

エコデザインのさまざまな製品カテゴリーの関係

BRT は、EU 政府に対し、消費者が手頃な価格で効率的な製品を購入できるよう、最低エネルギー性能規格（MEPS）を最小ライフサイクルコスト（LLCC）のレベルに設定するエネルギー関連製品（ErP）原則を支持するよう求める。

また BRT は、EU 政府に対し、消費者には具体的な利益のない構成部品レベルではなく最終商品レベルで最適効率を追求することができるよう、製品に組み込まれた構成部品の包括的影響評価を行うことも求める。

BRT は、「生産されたとおりに修理する」原則を、RoHS 指令の場合と同様に適用すべきであると提案する。

<直近の進捗状況>

本件は、新たな提言である。

<背景>

製品に組み込まれた構成部品の影響評価が、例えばロット 11 (ファン) の改訂版と同様に実施されない場合、環境ならびにエネルギー効率に対する恩恵が誤った方向に導かれる可能性がある。適切な影響評価を行わないと誰にも購入されず、結果的にエネルギー消費の低減にも寄与しない高価な製品が作られてしまう。さらに、このことが、非現実的な最低エネルギー性能 (MEP) の設定につながり、これによっても消費者にとって高すぎる最終製品が生まれてくる。エネルギー関連製品 (ErP) を実施するための対策は、市場で最も非効率的な製品を排除することに重点的に取り組むことが望ましく、エコラベル規則の対象となっている最も効率の高い 10% の製品に基づいて最低エネルギー性能 (MEP) を設定することは望ましくない。

もう一度ロット 11 (ファン) の例を用いて、ある製品を修理する必要がある場合、必要な補用部品が、現行の規則を満たさない場合、その製品を修理することはできず、新製品を買わなければならない。これは、資源効率性に欠ける。ある製品についての規則が、補修部品を考慮していれば、修理によってその製品寿命を延ばすことができる。

WP-A / # 17** / J to E 税制

17.1 共通連結法人課税基礎 (CCCTB)

BRT は、2011 年 3 月 16 日に提出された EU の共通連結法人課税基礎 (CCCTB) の提案書を歓迎し、CCCTB が迅速に採用されることを望んでいる。EU 経済の競争力を高めるため、CCCTB は以下の点を実現することが望ましい。

- 1) CCCTB を形成する企業グループ内では、営業権 (いわゆる『のれん』) に関わる未実現利益は非課税とする。
- 2) CCCTB を形成する企業グループ内では、アームズレングス・ルールの原則を適用しない。
- 3) CCCTB を形成する企業グループ内では、損益を相殺する。

<直近の進捗状況>

本提言については進展が見られていない。

<背景>

多くの日本企業が、単一市場で競争力を維持しようとして、欧州で展開する企業組織の統合や合理化を進めている。例としては、営業支援や経理といった機能の集中化が挙げられる。

グループ内取引と課税との関係は、企業的意思決定においては重要な要素である。国際的に事業を展開する企業が、EU での税務上、一連の規則に沿ってグループ全体の収益を計算し、連結会計を確立できるようにすることが極めて望ましい。

17.2 合併に関する指令

合併に関する指令（90/434/EEC）が対象とする範囲を拡大し、再編による不動産および無形資産の移転を含むべきである。さらに、株式保有義務期間は撤廃すべきである。

<直近の進捗状況>

本提言については進展が見られていない。

<背景>

報告書 COM (2001) 582 では、欧州委員会は、「合併に関する指令」が対象とする範囲を拡大し、不動産の移転に対して課税する意図に言及したが、指令 (2005/19/EC) 改正には、この問題に関わる規定は含まれていない。

同指令の対象範囲を拡大して、再編による不動産および無形資産の移転をも含めれば、企業は再編コストを削減し、競争力を向上させることが可能となる。

合併に関する指令（90/434/EEC）は、国境を越えた一定対象の企業再編における法人税の繰延べについて定めている。一部の EU 加盟国では、企業は、現物出資された財産と引き換えに受け取った株式を何年にもわたって保有することが義務付けられている。たとえ、それらの持株会社が事業会社としての機能を失ったとしても、である。同指令には、そのような措置を支持するための根拠はないようである。

こうしたペーパー・カンパニーの維持費に加え、二重課税のリスクも高まる。子会社によって支払われた配当金は、日本の親会社の持分が 25%未滿のペーパー・カンパニーを通して支払われた分については、日本の「外国子会社配当益金不算入制度」（Foreign Dividend exclusion）の対象とはならない。

17.3 付加価値税（VAT）制度の抜本的な改革の検討

BRT は、付加価値税（VAT）制度を抜本的に改正し、単一市場に適合した、簡素化され、効率が良く、強靱な VAT 制度を実現するという欧州委員会の戦略（Com (2011) 851）を歓迎する。BRT は、欧州委員会が、より簡素かつさらに強靱な VAT 制度のための選択肢を発表したことも歓迎する。

BRT は、EU 域内の VAT 申告事務を、企業グループが容易かつ費用効率よく、1 か所に集中できるような新しい VAT 制度が迅速に実現することを期待する。

<直近の進捗状況>

本提言に関しては、限定的ではあるが、一定の進展が見られる。

<背景>

多くの日本企業が、単一市場で競争力を維持しようとして、欧州で展開するその企業組織の統合や合理化を進めている。全体的なコスト削減や効率化を目的として、VAT 管理をはじめとする会計機能が集中化の対象となる場合が多い。

EU の VAT 制度は共通の制度だが、実際には、加盟国間で著しい差異があり、逸脱がその主な理由となっている。したがって、現在、VAT 管理の集中化には財務的に高いリスクが伴う。

例えば、限られた国別知識しか持ち合わせていない中央の経理スタッフが、繰り返し行う会計取引の中で 1 つミスを犯すと、修正すべき累積額が比較的短期間のうちに増大してしまう可能性がある。その上、罰金が科される可能性もある。このような高いリスクを回避するためには、企業は、国内の営業所に経理スタッフを残すか、もしくは、国別の知識を有する大人数の経理スタッフを中央に雇用しなければならない。いずれにしろこれでは、費用効率のよい経理機能の集中化は実現できそうもない。

WP-A / # 18** / J to E 会社法／企業の社会的責任

18.1 企業の社会的責任（CSR）政策に関する新たな戦略

BRT は、以下を提言する。

- (1) 政策議論は、自主的取り組みと強制的取り組みの定義および両取り組みの相違についての議論にとらわれることは望ましくない

企業の社会的責任（CSR）を明確に定義し、利害関係者に広く歓迎された 2011 年の欧州委員会通達「企業の社会的責任についての 2011 年～2014 年の新たな戦略」（COM（2011）681）を受けて、今は、各利害関係者がそれぞれの役割を果たし将来に向けた行動を組み立てる時期となっている。そこで BRT は、欧州委員会がプラス影響を最大限に高め、マイナス影響を緩和するための行動の推進に関する政策議論を主導するよう提案する。

- (2) イノベーションの側面を強調し、公開討論の場を開く

欧州内の企業の競争力を高め、また企業の社会的責任（CSR）への理解を深めるためには、「イノベーションと機会」につながる CSR の積極的な性格をはっきりと伝えることが極めて重要である。欧州委員会は、積極的な役割を果たし、公開討論の場を作ることによりこの議論を主導することが望ましい。

対話は、他の社会の関係者の考え方やモチベーションを理解するための強力なツールの一つである。開示という形で透明性を強制するよりも、永続的な信頼を築く方が有用な場合は多い。イノベーションは、利害関係者、相手国または相手地域間での、またその政府やサプライヤとのオープンなやりとりによってもたらされる可能性がより高い。

- (3) 柔軟性をもってプロセスベースの取り組みを行う

「規則に基づく」取り組みや、「チェックボックス」式取り組みでは、今日の世界で我々が直面する課題をすべて解決することはできない。過度に規則に従うだけの考え方は、思考を停止させてしまう。企業の社会的責任（CSR）は、1つの「旅」である。したがって、柔軟性を持ったプロセスベースの取り組みにより、イノベーションを推進し競争力を育むダイナミックなビジネス環境を形成することができる。

(4) 変化を目指す指導力で企業のインセンティブを作り出す

事業のマイナス影響を特定し、予防し、緩和することは、極めて重要であり、これが効果的に行われた場合、企業は最終的に競争力を獲得する。企業内外で人権などの困難な問題に取り組む際、先駆者は、追従者よりも困難に直面することの方が多。BRT は、先発者が企業の社会的責任のプラスとマイナスの両面を改善する取り組みにより不利益を被るのではなく、称賛を受けるような仕組みを歓迎する。

(5) 欧州諸機関の政策連携を一つにまとめる

企業の社会的責任（CSR）は、会社法、貿易協定、さらには公的調達など、EU の他の政策の中にも、次第に組み込まれてきている。このような政策連携は、欧州諸機関によって、より明確に提示されることが望ましく、それによって企業は、初期の話し合いに参加することができ、関係する職務全体を通じてさらに効果的に企業の社会的責任（CSR）を組み込んでいくことができる。

<直近の進捗状況>

本件は、新たな提言である。

<背景>

2011 年の欧州委員会通達「企業の社会的責任についての 2011 年～2014 年の新たな戦略」（COM (2011) 681）は、一つの重要な節目であった。これは、企業の社会的責任（CSR）の現代的定義を「社会に対する企業が及ぼす影響に関する企業の責任」と定めただけでなく、企業がその利害関係者と緊密に協力して、社会的、環境的、倫理的権利、人権と消費者の懸念を、その事業運営と中核的戦略に組み入れるプロセスを設けることに対する期待も提示した。さらに、この通達は、企業の社会的責任の進展は、企業自身が主導すべきであることも明確にした。

政策の改定に備え欧州委員会は、2014 年に公開協議を実施し、過去 3 年間にわたる欧州委員会の CSR 戦略の影響、ならびに今後委員会が果たすべき役割について利害関係者の意見を求めた。欧州委員会の多様な利害関係者の審査プロセスの最終的な節目として、2015 年 2 月、企業の社会的責任（CSR）についての EU マルチステークホルダー・フォーラム（EU Multistakeholder Forum）が開催された。欧州委員会は、企業の社会的責任（CSR）についての新たな戦略を立案することになっている。

18.2 紛争鉱物

BRT は、国際的に認められた枠組みの推進、任意による自己証明、信頼できる製錬所および精錬所リストの公開等、規則案には企業からのフィードバックがある程度反映されていることを認める。

また BRT は、紛争鉱物資源に関する規制の適用範囲内の鉱物・金属のリストを定義し、紛争の意味と高リスク地域を明確化するために 2 つの専門家グループが設立されたことも認識している。BRT は、これらグループの作業が透明性のある方法で行われることを要請する。

iTSCi (ITRI スズ・サプライチェーン・イニシアチブ) のような十分に確立したトレーサビリティ制度がなければ、紛争と関係のない製錬所の認定を実施することは極めて困難であろう。したがって BRT は、既存のトレーサビリティ制度を信頼できる形で実施することなく、地理的適用範囲を性急に拡大することを避けるよう要請する。責任ある調達を効果的に奨励するために、BRT は、上流での事業に焦点を当てたインセンティブを、今以上に検討することを提言する。

さらに BRT は、信頼でき、十分に管理された機能的な認証制度の下で、信頼できる輸入業者、製錬所、精錬所を証明するための明確な基準を設定するよう要請する。輸入業者の認証での混乱を避けるために、BRT は、EU に対し、輸入業者が「信頼できる」ようになるための明確な基準を設定するよう求める。このような基準は、CSFI (Conflict Free Sourcing Initiative (紛争と関係のない調達イニシアチブ)) の「Conflict Free Smelter Program (紛争と関係のない製錬所プログラム)」ならびにロンドン地金市場協会 (LBMA) などの既存の基準を活用することが望ましい。

BRT は、共同調達において定められたインセンティブに関して、調達の面で OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスと同等であることの定義、ならびに業界の取り組みに関する同意書に署名した企業の利益および責任を明確化するよう要請する。BRT はまた、調達インセンティブの導入にあたり、域内の調整を十分に行うよう求める。

<直近の進捗状況>

ほとんど進展はなかった。提案は、現在、欧州委員会で審議中である。

<背景>

欧州委員会は、2014 年 3 月 5 日に、紛争地域および高リスク地域で採掘されたスズ、タンタル、タングステンおよびそれらの鉱石、ならびに金の信頼できる輸入業者のサプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスの自己証明に関して、EU の制度創設について定めた欧州議会および理事会規則案 (COM (2014) 111) を提出した。また、欧州委員会と上級代表は、欧州議会および理事会に対し、規制案と同時に「Responsible sourcing of minerals originating in conflict-affected and high-risk areas - Towards an integrated EU approach (紛争地域および高リスク地域で採掘される鉱物の責任ある調達—EU によるアプローチの統合に向けて)」(JOIN (2014) 8) と題された共同通達を発した。

「紛争地域および高リスク地域」の基準を設定するハンドブックの作成に加えて、管轄当局が調和の取れた認定に向けて準備するためのガイドラインを作成するために、欧州委員会、加盟国、欧州議会ならびに専門家の間で、専門家の非公式会合が設けられた。

18.3 国別報告 (CBCR)

BRT は EU 政府に対し、国別報告 (CBCR) を導入するか否かを検討する際、過度な開示要件によって多国籍企業の事業活動が不当に妨げられうるリスクを慎重に評価するよう提言する。

<直近の進捗状況>

ほとんど進展はなかった。

<背景>

一定の大規模企業および団体による非財務情報とダイバーシティ情報の開示に関する指令 2013/34/EU を改正する 2014 年 10 月 22 日の欧州議会・理事会指令 2014/95/EU は、欧州委員会に対し、2018 年 7 月 21 日までに国別報告 (CBCR) に関する報告を行うよう求めている。当該報告では、OECD における発展と関連する欧州の取り組みの成果を踏まえ、大企業に対し、事業を展開している加盟国および第三国ごとに、少なくとも利益、利益に対して支払った税金、受領した公的補助金についての情報を記載した報告書を毎年作成する義務を導入する可能性を検討しなければならない。

指令 2002/87/EC を修正し、指令 2006/48/EC と 2006/49/EC を廃止する、信用機関の活動および信用機関、投資会社の健全性に関する監視へのアクセスに関する 2013 年 6 月 26 日の欧州議会・理事会指令 2013/36/EU により、EU 法は既に、金融機関は、毎年、具体的には、その機関が事業所を置いている加盟国および第三国ごとに、税引前利益または税引前損失、損益に対する課税額、2015 年から受領した公的補助金を開示することを求めている。また EU 法も、資源採掘業界または原生林の伐採で活発に事業を営む大規模企業および公益事業体に対し、2016 年からの政府への支払いに関する報告書を作成し、公表するよう求めている。

OECD は、G8 および G20 の場で、多国籍企業が利益を上げ、税金を支払っている世界各国の税務当局に報告を行うための標準化された報告書のテンプレートを作成するよう求められている。

18.4 非財務情報の開示

BRT は、2014 年 10 月 22 日の欧州議会・理事会指令 2014/95/EU が、非財務的重要業績指標 (KPI) を任意とすること、連結報告を認めること、新しい規則が適用される企業の範囲を限定することといった BRT を含む企業が提起した多数の懸念に対応する内容となっている事実を高く評価する。BRT は、非財務的重要業績指標を含む非財務情報報告の方法論に関する拘束力を持たないガイドラインの作成にあたり、

欧州委員会からの諮問があることを期待している。BRT は、ガイドラインの作成が透明性のある方法で実施されるよう要請する。

<直近の進捗状況>

わずかな進展があった。

欧州議会および理事会は、指令の最終的文言について2014年2月に合意に至った。この指令は、2014年10月22日に正式に採択され、2014年11月15日の官報の中で公表された。

<背景>

欧州議会および理事会は、2014年10月22日に指令2014/95/EUを採択した。この指令の文言によれば、以下の通りである。

- 貸借対照表の日付において会計年度中の平均従業員数が500人の基準を超える大規模公益企業は、当該企業の発展、業績、方針、活動による影響を理解する上で必要な範囲において、少なくとも環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職および贈賄の防止に関する情報を記載した非財務報告を経営報告に含めるものとする。
- 欧州委員会は、企業による適切で有益かつ比較可能な非財務情報の開示を促進するため、全体およびセクター別の非財務的重要業績指標を含む非財務情報報告の方法論に関する拘束力のないガイドラインを作成するものとする。欧州委員会は、ガイドラインの作成にあたり、関係者と協議を行うものとする。欧州委員会は、2016年12月6日までにガイドラインを発表するものとする。

WP-A / # 19* / J to E **製品安全性／市場監視**

19.1 製品安全性・市場監視パッケージ案

BRT は EU 政府に対し、製品安全性・市場監視パッケージを慎重に検討するよう要請する。特に消費者向け製品の安全性に関する規則案第7条による原産国表示の義務化については、必ずしも消費者の安全性向上につながるものではなく、メーカーおよび／または輸入業者はかなりの管理上の負担を強いられることになると考える。したがって、BRT は、パッケージには強制的な原産国表示を含めるべきではないと考える。

<直近の進捗状況>

ほとんど進展はなかった。この提案は、現在、欧州議会および理事会で審議中である。

<背景>

欧州委員会は、2013年2月13日に、製品の市場監視に関する規制案（COM(2013)75）と消費者向け製品の安全性に関する規制案（COM(2013)78）からなる製品安全性・市場監視パッケージ案を提出した。パッケージは現在、理事会による検討の最終段階にある。消費者向け製品の安全性に関する規制案の第7条は、メーカーおよび輸入業者に対し、製品に原産国を表示するよう求めている。

19.2 新しい法的枠組みにおける市場監視

BRTは、製品に関する市場監視の調和に向けて欧州委員会と加盟国が取っている全体的な方向性を支持する。市場監視の調和は、製品の公正な移動のための重要な一歩である。BRTは、欧州委員会と加盟国に対して、この調和プロセスの進捗と各加盟国における市場監視の実施状況に関するすべての関連情報を公表するよう求める。さらに、市場監視を調和させる枠組み作りに貢献できる機会を産業界に与えるよう、欧州委員会と加盟国に対して要請する。

BRTは、産業界の関与に関して欧州委員会総局に謝意を表するとともに、引き続き関係者と広く協議を行うよう要請したい。協議に関しては、新しい法的枠組みのガイダンス草案が準備できた時点で公開協議を実施することが望ましい。

<直近の進捗状況>

本提言については、一定の進展が見られた。

<背景>

製品の販売に関する認定と市場監視の要件を定めた規則 765/2008/EC (Regulation 765/2008/EC) と、製品の販売に関する共通の枠組みを定めた決定 768/2008/EC (Decision 768/2008/EC) が、2008年に採択された。同規則は2010年1月1日より適用されている。

この規則と決定は、現行のセクター別の法令に欠けている要素、すなわち認定と市場監視を扱い、補完している。現行の法令の検討の際には、この決定に基づいて修正がなされている。このいわゆる「新しい法的枠組み」の目的は、整合化された透明な市場監視と認定をすべての事業者に対して導入することである。本決定は、定義、事業者の義務、トレーサビリティに関する規定、セーフガード措置について定めている。加盟国当局は、市場監視プログラムを策定し、2010年1月1日までに欧州委員会に通知することになっていた。

欧州委員会は、2014年に新しい法的枠組みのガイダンスを発表した。

19.3 消費者保護

欧州議会および理事会は、2011年10月25日に消費者の権利に関する新指令2011/83/EUを採択した。指令1999/44/ECにおいて、加盟国には保証期間を2年以上とする裁量権が認められているが、新指令でもこれが維持されている。BRTは、これが単一市場の障害になると考える。BRTは、欧州委員会に対し、保証期間を2年以上にできるこの裁量権の長所と短所を将来的に再検討するよう求めたい。

<直近の進捗状況>

本提言については、進展がなかった。

<背景>

BRTは、単一市場の長所を最大限に活用するためには、国境を越えた取引に影響する法律は、企業や消費者が加盟国間で施行する際に、違いを気にしなくて済む程度まで調和されるべきだと考える。

WP-A / # 20* / J to E **第三国製品およびサービスのEU調達市場へのアクセス**

BRTは、以下の事項を確信し、提言する。

1. 調達市場を国際的に開放するという目的を達成するため、非立法的な政策措置が採択されるべきである。
2. EUが調達市場から第三国の製品とサービスを恣意的に除外することを防ぎ、企業にとっての法的安定性と予見可能性を確保するため、いかなる措置にも効果的な仕組みを組み込むべきである。
3. 適切かつバランスの取れた分析に基づいて、いかなる措置にも、適用範囲と条件に関する明確で透明な基準を盛り込むべきである。
4. EUおよびEU加盟国の当局は、関連する公的調達市場へのアクセス改善に向けた取り組みを強化するべきである。
5. EUおよびEU加盟国の当局は、英語での情報を増やすべきである。BRTは、入札提案書の提出にあたり、特に技術仕様および連絡に関しては、少なくとも部分的には英語の使用を認めるよう要請する。

<直近の進捗状況>

ほとんど進展はなかった。

<背景>

調達の法的枠組みの改正は、2011年4月に採択された単一市場法で規定された12の優先行動項目の一つである。欧州委員会は、そのワークプログラム2015の中に第三国製品およびサービスのEU公的調達市場へのアクセスに関する規則案(COM(2012)124)の廃止と修正の意図を明記したものの、今も第三国製品およびサービスのEU内の公的調達市場へのアクセスに関する法的規則、ならびにEU製品およびサービスの第三国の公的調達市場へのアクセスに関する交渉を支持する手続きを定める意図を有している。

BRT は、**EU** が市場を一方的に閉鎖することを可能にするそのような法律に対して深刻な懸念を抱いている。**BRT** が懸念しているのは、そのような一方的な措置を取ることにより、**EU** は貿易相手国に対して、**EU** が調達市場をひそかに閉鎖しているというシグナルを発することになり、それによって世界中に保護主義的措置の連鎖反応を引き起こしかねないからである。そのような事態になれば、公的調達市場を国際的に開放するという **EU** の意図と目的は達成されないだろう。